



島根県報

平成16年 2月18日 (水)
号外 第 9 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

家畜等の移入の禁止

(畜産振興課)

告 示

島根県告示第160号

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年島根県規則第101号)第5条の規定により、大分県で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、平成16年2月18日から当分の間、次の区域からの家畜等の県内への移入を禁止する。

平成16年2月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 移入禁止する家畜等の範囲

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

2 区域

(1) 大分県

別府市(幸町、富士見町、野口中町、野口元町、駅前本町、駅前町、上野口町、天満町、石垣1丁目から10丁目まで、石垣東1丁目から10丁目まで、中央町、西野口町、田の湯町、上田の湯町、青山町、上原町、山の手町、原町、中島町、光町、朝見1丁目から3丁目まで、乙原、秋葉町、末広町、立田町、浜脇3丁目、浦田、田の口、河内、鳥越、柳、古賀原、内成、中須賀元町、中須賀本町、春木、桜ヶ丘、亀川四の湯町2区、上人西、上平田町、大観山町、亀川中央町2区、野田、内竈3組から17組まで、小阪1組、大所、新別府、馬場、火売、北中、鉄輪上、風呂本、御幸、井田、鉄輪東、北鉄輪、明礬、湯山、天間、小倉、朝日ヶ丘町、大畑、竹の内、鶴見、荘園、扇山、実相寺、荘園北町、東荘園、緑丘町、南立石1～2区、観海寺、南立石生目町、南立石板地町、南立石本町、堀田、南荘町、鶴見園町、南立石八幡町、東山1～2区、枝郷、山の口及び城島の各町の区域に限る。) 、速見郡日出町(県道別府山香線より西側に位置する区域に限る。)及び山香町(大字久木野尾のうち畑、井出ノ上、下切1、下切2、唐川及び口野尾並びに大字南畑字富田の各区域に限る。)並びに大分郡野津原町(福宗2、上詰、湛水、田ノ口、今畑、太田、高沢、荷小野、山中、石合、上石合、白家、今市町、摺、練ヶ迫、一本櫛及び石合原の各区域に限る。) 、挟間町(大字七蔵司のうち城ノ坪、立出、向平及び中原、大字来鉢のうちノダクボ、ヤビツ、アシマツ、ハイザコ、カゲノキ、タカヒラ、シバオ、ナカゾノ、ニシナベ、トピカス、ドラゾノ、上ノツル、下来鉢、ハヤマ及びキウデ、大字赤野のうち折戸、津留、津留平、上台筋、山田、上山田、下山田、堀田坂、庚甲、今在家、台、大野地、廣町、稗田、下ダイ、横井、扇ヶ元、へり山、マルタ、下台、芥神、松ヶ迫、丸ノツル、立平、塔ノ山、セメ、西、姥ヶ塚、裏、屋敷、北口原、南口原、茶屋、上ノ浦、大園、大迫久保、宮ノ脇、向ノ谷、大久保、山ノ崎、宮ノ元、地極ツル、谷及び山ノ神、大字向原のうち上原、老色木、恵良、大南、古屋敷及び椋木原、大字鬼崎のうち、貴船、芝尾、上田ノ尾及び五反田並びに大字谷のうち底鶴、生田原、南生田原、石場、鷲倉、高森、谷、竜王平、谷村鶴、丸山、向原、芝原、宮田、馬籠鶴、柳ノ鶴、クヌギノ尾、台良、原田、寺ノ上、山田、白岳、鳥井尾、鍋ノ前、畑中、米田、用石、酒ノ鶴、尾畑、荒平田及び土器田の各区域並びに右記各区域より西側に位置する区域に限る。) 、庄内町、湯布院町、

竹田市（熊本県阿蘇郡産山村と大分県竹田市との境界線と市道菅大線との交点を起点とし、同所から市道菅大線を南東に進み、市道グリーンルート2号線の交点に至り、同所から市道グリーンルート2号線を北に進み、市道志土知久保線の交点に至り、同所から市道志土知久保線を東に進み、市道天神線との交点に至り、同所から市道天神線を北に進み、市道上畑横断線との交点に至り、同所から市道上畑横断線を東に進み、県道小川穴井迫線との交点に至り、同所から県道小川穴井迫線を北に進み、県道白丹竹田線との交点に至り、同所から県道白丹竹田線を東に進み、市道城原線との交点に至り、同所から市道城原線を北に進み、市道高伏線との交点に至り、同所から市道高伏線を北に進み、市道長慶橋宇津線との交点に至り、同所から市道長慶橋宇津線を東に進み、市道辻迫線との交点に至り、同所から市道辻迫線を北に進み、県道竹田直入線との交点に至り、同所から県道竹田直入線を北西に進み、市道小高野線との交点に至り、同所から市道小高野線を北に進み、直入郡直入町との境界線との交点に至る線より北側に位置する地域）、大野郡朝地町（朝地町と野津原町との境界線上にある町道小ノ迫線終点を起点とし、同所から城山の山頂を経て国道442号と町道栗栖中熊線との交点に進み、同点から烏嶽神社を経て県道朝地直入線との交点に至り、同点から同県道に沿って交点に進み町道福地線との交点に至り、同町道に沿って同町道の終点に至り、その地点から草深橋を經由して三宅山の頂点を結ぶ点）、日田市（日田市と前津江村の境界を起点とし、浮羽町境界線に沿って北に進み、筑後川に至り、同所から筑後川右岸側境界線に沿って南東に進み、大肥川との交点に至り、同所から大肥川左岸側境界線に沿って北に進み、大鶴大橋に至り、同所から県道大鶴熊取線南側境界線に沿って東に進み、市道下河内・日明原線との三差路に至り、同所から同市道東側境界線に沿って北に進み、市道獵我向原線との三差路に至り、同所から市道獵我向原線東側境界線に沿って北に進み、市道築場山際線との三差路に至り、同所から市道築場山際線東側境界線に沿って北東に進み、県道和田大鶴停車場線との三差路に至り、同所から同県道東側境界線に沿って北に進み、市道岩戸中村線との三差路に至り、同所から同市道東側境界線に沿って北東に進み、中村林道支線との三差路に至り、同所から同林道南側境界線に沿って東に進み、市道小野尾当線との三差路に至り、同所から同市道南側境界線に沿って北東に進み、市道竹尾線との三差路に至り、同所から市道竹尾線東側境界線に沿って北に進み、県道宝珠山日田線との三差路に至り、同所から同県道南側境界線に沿って東に進み、市道釜ヶ瀬線との三差路に至り、同所から同市道東側境界線に沿って北東に進み、同市道終点より釜ヶ瀬林道に至り、同所から同林道東側境界線に沿って北に進み、山国町との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、玖珠郡九重町及び玖珠町並びに日田郡天瀬町、大山町、前津江村（浮羽町と日田市との境界線を起点とし、同所から林道に沿って南へ進み、林道石ノ内第2線との交差点に至り、同所から林道石ノ内第2線に沿って南へ進み、村道一石椿ヶ鼻線との交差点に至り、同所から村道一石椿ヶ鼻線に沿って南へ進み、県道前津江村星野線との交差点に至り、同所から県道前津江村星野線に沿って西へ進み、星野村との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、中津江村（中津江村と菊池市との境界線と県道鯛生菊池線との交点を起点として、同地点から北に進み、県道日田鹿本線に至り、同県道に沿って北に進み、国道442号線に戻り、同国道を東に進み、村道猪野々吉原線に至り、同村道を北に進み、県道日田鹿本線に至り、同県道を北に進み、中津江村と前津江村との境界線に至る線より西側に位置する区域を除く。）、上津江村（国道387号線第九笹野橋より西側に位置する区域を除く。）及び安心院町（山香町との境界線と県道山香院内線との交点を起点とし、同所から宇佐別府道路の安心院IC、香下ダムの管理棟、石山山頂、県道佐田駅川の麻生大橋、八面山山頂、青の洞門、正平寺及び中摩殿畑山を順に経由し中摩殿畑山から南西に進み、山国町と日田市との境界線との交差に至る線より南側に位置する区域に限る。)

(2) 熊本県

南小国町、小国町、産山村、阿蘇町（県道12号に沿って大分県境から県道339号との交差点までの以北、県道12号と県道339号との交差点から国道212号と県道149号との交差点を結んだ線までの以北、国道212号に沿って県道149号との交差点から国道57号との交差点までの以北及び国道57号に沿って国道212号との交差点から一の宮町境までの以北）、一の宮町（国道57号に沿って阿蘇町境から波野村境までの以北）及び波野村（国道57号に沿って一の宮町境から大分県境までの以北）